

名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(上野税務署長)

平成21年9月25日一部認容・上告

(第一審・津地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年6月21日判決、本資料257号-122・順号10731)

判 決

控訴人	A株式会社
同代表者代表取締役	丙
同訴訟代理人弁護士	石井 義人
同	安藤 誠一郎
同	林 健太郎
同	村上 知子
同	石田 大輔
同補佐人税理士	伊藤 央
同	疋田 実
被控訴人	上野税務署長 大林 弘行
被控訴人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	上野税務署長 大林 弘行
被控訴人ら指定代理人	遠田 真嗣
同	上田 正勝
同	近藤 耕市
同	土田 徹

主 文

1 原判決を以下のとおり変更する。

(1) 第1事件について

控訴人の次の各事業年度について、被控訴人上野税務署長が平成13年6月28日付けで行った次の各処分(ただし、平成9年5月1日から平成10年4月30日までの事業年度については平成16年12月15日付け再更正により、その他の事業年度については審査裁決により、一部取り消された後のもの)のうち、下記部分をそれぞれ取り消す。

ア 平成9年5月1日から平成10年4月30日までの事業年度の法人税についての更正のうち所得金額3億5038万8515円、納付すべき税額1億3174万4200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち1304万6000円を超える部分。

イ 平成11年5月1日から平成12年4月30日までの事業年度の法人税についての更正のうち所得金額1億8795万6548円、納付すべき税額5224万6300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち178万1000円を超える部分。

(2) 第2事件について

控訴人の平成12年5月1日から平成13年4月30日までの事業年度の法人税についての被控訴人上野税務署長が平成16年6月29日付けで行った更正のうち、所得金額9191万8260円、納付すべき税額2488万6600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち85万9000円を超える部分を取り消す。

(3) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じ、第1事件及び第2事件を通じてこれを10分し、その7を控訴人の負担とし、その2を被控訴人上野税務署長の負担とし、その1を被控訴人国の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者が求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決を取り消す。

(2) 第1事件について

控訴人の次の各事業年度について、被控訴人上野税務署長が平成13年6月28日付けで行った次の各処分（ただし、平成9年5月1日から平成10年4月30日までの事業年度については平成16年12月15日付け再更正により、その他の事業年度については審査裁決により、一部取り消された後のもの）のうち、下記部分をそれぞれ取り消す。

ア 平成9年5月1日から平成10年4月30日までの事業年度の法人税についての更正のうち所得金額1億7629万3157円、納付すべき税額6154万3600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち177万2100円を超える部分

イ 平成10年5月1日から平成11年4月30日までの事業年度の法人税についての更正のうち所得金額3億8997万4954円、納付すべき税額1億3005万6500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち15万0900円を超える部分

ウ 平成11年5月1日から平成12年4月30日までの事業年度の法人税についての更正のうち所得金額1億3882万8751円、納付すべき税額3609万3500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち16万6300円を超える部分

(3) 第2事件について

控訴人の平成12年5月1日から平成13年4月30日までの事業年度の法人税について、被控訴人上野税務署長が平成16年6月29日付けで行った更正のうち、所得金額6332万7867円、納付すべき税額1630万9300円を超える部分及び過少申告加算税89万5000円の賦課決定を取り消す。

(4) 訴訟費用は、第1、2審とも第1事件については被控訴人上野税務長の負担とし、第2事件については被控訴人国の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、産業廃棄物処理業を営む控訴人が、平成10年4月期ないし平成12年4月期（以上を併せて「第1事件係争年分」という。）までの各事業年度（毎年5月1日から翌年の4月30日まで）の法人税の青色申告及び修正申告をしたところ、これらに対し、被控訴人上野税務署長が、平成13年6月28日付けで、前記の修正申告は、控訴人が平成10年4月に取得したB株式会社（以下「B」という。）施工に係る後記の産業廃棄物焼却施設（以下「本件施設」という。）

について、法人税法及び租税特別措置法上損金に算入できる減価償却費限度額を超えて損金に算入するなどした過小申告であるなどとして、更正及び過小申告加算税賦課決定（以下一括して「第1事件本件各処分」という。）をし、また、控訴人が、平成13年4月期の事業年度の法人税の青色申告及び修正申告をしたところ、これに対し、被控訴人上野税務署長が、平成16年6月29日付けで、前記修正申告は、第1事件係争年分と同様の理由で過小申告であるなどとして、更正及び過小申告加算税賦課決定（以下「第2事件本件各処分」といい、第1事件本件各処分と併せて「本件各処分」という。）をしたのに対し、控訴人が、本件各処分には本件施設に係る減価償却費限度額について、本件施設をばい煙処理の用に供される減価償却資産、汚水処理の用に供される減価償却資産、公害等の防止に資する減価償却資産として一体評価されるべきであるのに、過度に細分化して評価し、より長期の耐用年数を適用するなど、減価償却費限度額を過小に算定した違法があるなどと主張し、後記異議申立てや審査請求の経過後、被控訴人らに対し、本件各更正処分（ただし、第1事件各更正処分等については、減額更正ないし審査請求で一部取り消された後のもの。）のうち、各更正処分につき、上記施設を一体としてばい煙処理用の減価償却資産に分類して耐用年数を適用するなどして算出した所得金額に対する法人税額を超える部分の取消し及び過少申告加算税の各賦課決定につき、上記法人税額に対応する加算税額を超える部分の取消しを、それぞれ求める事案である。

- 2 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴した。
- 3 法令等の定め、前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり原判決を付加訂正するほかは、原判決の「第2 事案の概要」欄2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決4頁17行目「減価償却資産を列挙している。」を、次のとおり改める。

「政令で定める減価償却資産として、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち、1号において建物及びその付属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に付属する設備をいう。）を、2号において構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物）を、3号において機械及び装置を、4号において船舶を、5号ないし9号において他の資産をそれぞれ定めている。」
 - (2) 原判決4頁26行目「法人税法施行令56条は、」から同5頁1行目「定めるところ、」までを、次のとおり改める。

「法人税法施行令（以下「令」ともいう。）48条は、減価償却資産の償却限度額の計算上選定することができる償却の方法として、建物や建物の付属設備、構築物、機械及び装置などについて、当該資産の耐用年数に応じた償却率による減価償却の方法等について規定し、令56条は、上記耐用年数、当該耐用年数に応じた償却率及び残存価額については、財務省令で定めるところによると規定している。そして、」
 - (3) 原判決5頁26行目「別表第六に掲げるものは同表による。」を、「別表第六に掲げるものは同表にしたがって、構築物と機械及び装置の種類に区分され、さらに、それぞれの種類について細目が設けられている。」と改める。
 - (4) 原判決6頁24行目「租税特別措置法」を「また、上記の普通償却のほか、さらに、租税特別措置法」と改める。
 - (5) 原判決7頁11行目「28条1項1号において、」から同頁16行目「イ 告示別表一のうち、」までを、次のとおり改める。

「 28条1項において次のように規定されている。すなわち、同項は、大気の汚染、水質の汚濁その他公共の災害の防止のため、その災害の基因となる有害物の除去又はその災害による被害の減少に著しい効果がある機械その他の減価償却資産で大蔵大臣（現財務大臣）が指定するものを公害防止用設備とするものとしている。また、これを受けた昭和48年大蔵省告示第69号（以下「本件告示」という。乙8）は、一般公害防止用設備として、その別表一番号1において、建物のうち騒音防止用設備としての遮音壁を、番号2において、構築物のうちの汚水処理用設備のうち槽、塔、水路及び貯水池を、ばい煙処理設備としての槽及び塔、煙突を、番号3において、機械及び装置のうちの、汚水処理用設備としての汚水処理装置、ばい煙処理用設備としてのばい煙処理装置、窒素酸化物抑制設備としての窒素酸化物抑制装置、指定物質回収・処理用設備としての活性炭吸着式回収装置を含む3つの装置、産業廃棄物処理用設備として的高温焼却装置、ばい煙処理装置、有害汚泥処理装置、鋳物廃砂処理装置をそれぞれ規定している。

イ そして、告示別表一のうち、

- (6) 原判決8頁21行目「建設工事の費用の内訳は、」を「建設工事の費用の内訳で、減価償却の基礎となる取得価額の基準となる基準額は、」と改める。
- (7) 原判決11頁16行目「鋼燃焼ストーカ」を「後燃焼ストーカ」と改める。
- (8) 原判決15頁5行目冒頭から同頁8行目末尾までを、次のとおり改める。

「(1) 本件施設は、税法上、一体とみて、その耐用年数については、耐用年数省令2条2号所定のばい煙処理の用に供されている機械及び装置として、別表第六に従って7年として普通償却限度額を算定すべきか否か。仮に、設備ごとに区分して取得価格を算定したうえで、普通償却限度額を算定するとして、原判決別紙1の「争点1」欄に争点と記載されている各設備（以下「本件各係争設備」という。）の耐用年数については、耐用年数省令2条2号別表第六の種類・機械及び装置に該当するものとして、耐用年数7年として各設備ごとに普通償却限度額を算定すべきか否か。あるいは本件各係争設備の耐用年数を何年として普通償却限度額を算定すべきか。

(2) 平成10年4月期の事業年度において、本件施設を一体とみて、普通償却に加えて、措置法による特別償却をすることができるか。仮に、個別の施設ごとに特別償却をするとして、原判決別紙1の「争点2」欄に争点と記載されている各設備について特別償却をすることができるか。」

- (9) 原判決17頁21行目「このような構造からすれば、」と「少なくとも、」との間に、次のとおり挿入する。

「両部分は物理的に一体となっているのであるから、両部分を別個の減価償却資産と評価することは不可能であり、」

- (10) 原判決21頁20行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「もともと、耐用年数省令は、ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和37年法律第146号、以下「ばい煙法」という。）の制定、施行に伴って制定されたものである。ところで、ばい煙法は、戦後経済の急速な成長に伴って社会問題化していた大気汚染を、公衆衛生上放置することができないという認識の下に、国家政策としてばい煙の排出を規制する目的で制定されたものであるが、産業公害対策の実施にあたっては、産業側の実情にも配慮しなければならないという基本的な考えに立脚し、産業側に対する助成措置として、固定資産税の免除、無利子

貸付、そして耐用年数の短縮（減価償却制度の特例）を設け、耐用年数省令の原型となる省令（昭和38年4月10日大蔵省令第21号）が発せられた。そして、前記各助成措置に関する省令は、その対象となる固定資産の要件について、固定資産税の免除に関する省令では単純に処理方法が列挙され、耐用年数短縮に関する省令では一定の処理法が列挙されるとともに、「その他これに類する方法による処理」という文言が付加され、無利子貸付に関する省令では一定の処理方法の列挙後に「限る」という限定文言が付加されている。このように、前記各助成措置に関する各省令の内容や文言、あるいは省令における「その他これに類する」との文言の一般的な解釈の基準に照らすと、立法者は、耐用年数の短縮について規定した省令の解釈にあたっては、省令自体の趣旨や目的に合致するように、拡張解釈や類推解釈がなされることを意図していたものであって、耐用年数省令2条2号が税務法規であることを理由に厳格な解釈をすることは、後記（付加訂正後の原判決）の耐用年数省令の立法趣旨にも合致しない。また、同規定の内容は、極めて技術的なものであり、技術は不断に進歩しており、法令中の技術事項に関する文言解釈については、技術事項以外の文言解釈と比較して、柔軟であるべきである。また、耐用年数通達運用上の基本的留意事項においても、同様の観点から、技術事項に関するものについては、より合理的な社会的慣行を尊重しつつ、弾力的な解釈を行うことが要請されている、したがって、技術的な方法の列挙に続く「これに類する方法」という規定は、柔軟に解釈すべきである。」

(11) 原判決22頁10行目冒頭から同頁17行目末尾までを、削除する。

(12) 原判決23頁11行目末尾を改行して、次のとおり付加する。

「(ウ) ばい煙処理の「用に供されている」減価償却資産への該当性について

耐用年数省令2条2号の「ばい煙処理の用に供されている減価償却資産」という規定には、文言上、「のみ」、「専ら」、「主として」等の文言が付されていないから、当該設備に、ばい煙処理の機能とともに、焼却機能等、他の機能が存在しても、ばい煙処理の機能があれば、各機能が果たす割合とは関係なく、当該設備はばい煙処理の「用に供される」減価償却資産に該当すると解すべきである。

また、耐用年数通達（以下「通達」という。）は、具体的なばい煙処理用減価償却資産の該当性について、「工場内で生じたばい煙等を公害の生ずる恐れがない状態で排出するため、特に施設されたばい煙処理の用に直接供される減価償却資産」と規定しているが、この「直接供される」という文言は、当該減価償却資産がばい煙処理に影響を及ぼしていること、すなわち、当該構築物又は機械装置が存在しないか、あるいは旧来の性能を有するものであったときに、排出されるばい煙に影響があることを意味すると解するのが相当である。

そうすると、再燃焼室等の設備には、ばい煙処理機能があるうえ、このような設備が存在せず、あるいは本件施設に比して簡便な施設を設置した場合、黒煙、すす、一酸化炭素、ダイオキシン類などが大量に発生し、排出されるばい煙に影響があることは明らかであるから、再燃焼室等の設備が焼却機能をも備えていることや、同設備におけるばい煙処理機能と焼却機能との多寡やどちらの機能が主たる機能であるかにかかわらず、再燃焼室等の設備は耐用年数省令2条2号規定の減価償却資産に該当する。また、ロータリーキルンに至るまでの設備は、再燃焼室におけるばい煙処理のために不可欠な前段階として再燃焼室等とともに同号規定の減価償却資産に該当すると評価すべきである。」

- (13) 原判決 23 頁 14 行目から 15 行目にかけて「「ばい煙処理」の用に供されている。」を、「「ばい煙処理」を行い、かつ、ばい煙処理の「用に供されている」減価償却資産に該当する。」と改める。
- (14) 原判決 24 頁 10 行目末尾を改行して、次のとおり付加する。
「これを、耐用年数省令 2 条 2 号の規定に則していえば、以下のとおりとなる。すなわち、本件施設では、まず、ロータリーキルン等で発生した可燃性ガスを完全燃焼させ、有害物質の発生を制御し、また、前記部分で発生した黒煙、すす等の有害物質を完全燃焼させて無害な物質とするものである。この燃焼作用は中和に類似する処理であり、同号の「その他これに類似する方法」に該当する。また、再燃焼室中の燃焼ガス滞留室では、燃焼ガス中の黒煙、すす、一酸化炭素を気相反応（炎を伴わない酸化反応）による燃焼により二酸化炭素に転換するが、この転換作用も中和に類似する処理であり同号の「その他これに類似する方法」に該当する。そして、本件施設中、ロータリーキルンを利用して、低酸素下、かつ、低温で、対象物を不完全燃焼させてアルカリ性のアンモニアを生成し、これを、燃焼ガス滞留室で、再燃焼室等において発生した酸性の窒素酸化物と中和させ、窒素化合物を除去する方法が取られており、このような中和還元反応は、同号にいう「中和」による処理方法に該当する。さらに、本件施設では、燃焼ガス滞留室で、ダイオキシン類、塩化水素等が熱分解されている。そして熱分解作用は、有害物質が化学反応により分断処理されるという観点からすると「中和」あるいは「拡散」による処理方法に該当し、熱による分離という観点からすると「慣性分離」、「遠心分離」による処理方法に該当する。したがって、本件施設、特に、再燃焼室は耐用年数省令 2 条 2 号が定める「ばい煙処理の用に供される」減価償却資産に該当し、別表第六が適用されるべきである。」
- (15) 原判決 29 頁 25 行目末尾に、次のとおり付加する。
「さらに、再燃焼室ピットには、建物の構成要素としての屋根や天井が存在しない。再燃焼室の下部は、あくまでもむき出しのままの機械の下端部分であり、その形状は天井とか屋根とか呼べるものではない。」
- (16) 原判決 29 頁 26 行目「このような事実を前提とすると、」と「再燃焼室ピット」との間に、次のとおり挿入する。
「再燃焼室ピットには、後燃焼ストーカや再燃焼室等の基礎としてこれらを固定すること以外の目的はないし、独立した効用も存しないので、」
- (17) 原判決 30 頁 16 行目「(カ)」を「(サ)」と訂正する。
- (18) 原判決 30 頁 19 行目末尾を改行して、次のとおり付加する。
「オ 汚水処理用減価償却施設としての意義
本件施設において、汚水は、再燃焼室における噴霧による蒸発・焼却処理及び汚泥乾燥装置による蒸発・焼却処理の 2 つの方法で行われている。すなわち、1 日 16 トンの汚水が再燃焼室で蒸発あるいは焼却処理がなされ、汚泥乾燥装置では 1 日 200 トンの汚泥を処理しており、処理される汚泥の含水率からすると 1 日 150 トンの汚水が処理されていることになる。このように、本件施設では、1 日合計 166 トンの汚水が処理されているので、汚水の乾燥処理を行う再燃焼室中の燃焼ガス滞留室、焼却炉本体、後燃焼ストーカ、汚泥装置及びこれらに関連する設備は、汚水処理用減価償却資産に該当し、別表第五が適用されるべきである。」
- (19) 原判決 31 頁 18 行目末尾に、次のとおり付加する。

「したがって、減価償却資産の単位は、現実に各減価償却資産がどのように利用されているかを基準に判断されるものではなく、通常であれば別々の効用を果たし得る限度に細分化された単位を基準に判断されるべきである。」

(20) 原判決 3 3 頁 2 4 行目末尾を改行して、次のとおり付加する。

「(オ) また、控訴人は、耐用年数省令 2 条 2 号が規定するばい煙処理の方法について、類推解釈あるいは拡張解釈をするなど、柔軟な適用をすべきであると主張するが争う。税務計算において、減価償却額を計算する場合の耐用年数は、数回にわたる改正により、通常の耐用年数より著しく短い耐用年数とされてきているし、公害防止用設備についての減価償却に関しても、昭和 4 2 年度の税制改正の一環として、同設備について特別償却制度が設けられ、昭和 4 6 年度の改正ではその償却率が引き上げられるなど、法令全体からみれば、社会情勢の変化に対応して、その都度、措置をしているのであって、耐用年数省令 2 条 2 号の規定の解釈について、類推解釈、拡張解釈をする必要性は認められない。むしろ、同規定が「ばい煙処理」の方法を具体的に規定した趣旨は、安易な拡張解釈を否定し、課税の公平を図る見地から画一的な評価を実現しようとしたことにあるから、その適用にあたっては、文言に忠実な解釈が必要とされるというべきである。したがって、控訴人が主張する、可燃性ガス等を完全燃焼させる作用が中和に類似する処理方法に該当するという点については、「燃焼」と「中和」とは明らかに異なった種類の化学反応であるから、理由がない。また、ロータリーキルンで発生したアンモニアを中和反応させて窒素化合物を除去する作用は、中和還元反応であり、同号にいう「中和」による処理に該当するという点については、そもそも、再燃焼室における還元処理が、減価償却資産の単位となる本来の効用と評価できる程度に、アンモニアガスが、ロータリーキルンで定量的ないし大量反復的に発生しているとの証拠もない。また、同号は「還元」という方法による処理を規定しておらず、また、「還元」と「中和」とは異なる種類の化学反応であるから、「中和還元反応」は、「中和に類する方法による処理」には該当せず、控訴人の主張は理由がない。さらに、ダイオキシン類、塩化水素等が熱により分解される作用が、「中和」、「拡散」、「慣性分離」、「遠心分離」による処理に該当するとの点についても、同号は「熱分解」という方法による処理を規定していないし、「中和」等の作用は、「熱分解」とは異なる種類の化学反応であるから、熱分解が同号の規定する方法による処理には該当しない。」

(21) 原判決 3 4 頁 2 3 行目「再燃焼室が設置されているので、」を、「再燃焼室が設置され、独立した空間が確保されているうえ、再燃焼室及び後燃焼ストーカとは独立した地下室の構造を有しているから、」と改める。

(22) 原判決 3 5 頁 8 行目「予定されている。」を次のとおり改める。

「予定されていて、再燃焼室等と分離可能なのであるから、少なくとも地下室としての効用があることは明白である。

なお、再燃焼室ピットには上屋は設置されていないが、上屋のない地下室であっても建物と認定されうる。」

(23) 原判決 3 5 頁 1 6 行目末尾を改行して、次のとおり付加する。

「なお、控訴人は、本件施設において多量の汚水が処理されていることをもって、再燃焼室中の燃焼ガス滞留室、再燃焼室、後燃焼ストーカ、汚泥乾燥装置及びこれらに関連する設備は、汚水処理用減価償却資産に該当し、別表第五が適用されるべきであると主張する。

しかしながら、控訴人の主張は、結局、汚泥という以上、水分を含んでいるのが当然であるのに、汚泥に含まれる水分を独立に取り出して汚水と称し、汚泥乾燥装置において汚泥を処理すると同時に汚泥に含まれる水分である汚水をも処理しているものと主張しているに過ぎないし、再燃焼室、汚泥乾燥装置等が汚水処理用減価償却資産に該当しないことは、後記（付加訂正後の原判決）のとおりである。」

(24) 原判決 36 頁 7 行目末尾を改行して、次のとおり付加する。

「また、控訴人は、再燃焼室とガス冷却室との物理的一体性等を根拠として、両部分を別個の減価償却資産と評価することは不可能であり、ガス冷却室は、「機械及び装置」に該当すると主張する。しかしながら、ガス冷却室は、再燃焼室からの燃焼ガスに水を噴射することによりその温度を下げるという独立した効用をもった機械装置であり、再燃焼室とガス冷却室とは通常であれば別々の効用を果たし得るものであって、減価償却資産の単位として細分化されるものといえるから、控訴人の前記主張は理由がない。

さらに、控訴人は、再燃焼室は、汚水処理用減価償却資産に該当すると主張する。しかしながら、再燃焼室の主たる効用は汚水処理にあるのではなく、ロータリーキルンで発生したガス、後燃焼ストーカで発生したガス等を燃焼することにより、汚水処理用減価償却資産に該当するということができないから、控訴人の前記主張も理由がない。」

(25) 原判決 37 頁 26 行目末尾に、次のとおり付加する。

「また、汚泥乾燥設備の前記目的や、この設備を利用して生成された乾燥汚泥は、焼却処理される場合には他の廃棄物一般と同様に廃棄物ピットに運び入れられて処理され、リサイクルが可能である場合には、本件施設外に搬出されることがあり得ることに照らすと、同設備は、汚水を処理しているということとはできず、したがって、汚水処理用減価償却資産に該当するということができないから、控訴人の前記主張も理由がない。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は主文掲記の限度で理由があり、その余の請求は理由がないからいづれも棄却すべきものと判断するが、その理由は、以下のとおり原判決を付加訂正するほかは、原判決「第3 当裁判所の判断」欄 1 ないし 4 に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の付加訂正

(1) 原判決 47 頁 25 行目「33、」と「乙3ないし5」との間に、「38ないし42」を挿入する。

(2) 原判決 49 頁 3 行目から 4 行目にかけて「防水加工が施されていて、その上部の建屋とともに、」を、「防水加工が施され、廃棄物ピットの側壁の上部に工場棟の側壁が連なり（甲15の2）、廃棄物ピット上部が工場棟に覆われていて、」と改める。

(3) 原判決 50 頁 21 行目末尾に、次のとおり付加する。

「また、その形状は、高さ約18メートル、上部が円錐形状、下部が円柱形状で、その内部は空洞で、側壁下部には、内部に空気を挿入する押込みファンや助燃バーナーが、側壁上部には汚水、廃液を内部に噴射する廃液噴霧ノズルが設定されている。」

(4) 原判決 51 頁 21 行目冒頭から同頁 22 行目末尾までを、次のとおり改める。

「また、再燃焼室ピットは、上部の再燃焼室の基礎ともなっており、上部の設備の重量を支えるよう設計され、鉄筋コンクリートによる堅固な構造となっている。そして、地平面を掘り下げて地下部分に再燃焼室ピットが設置されたのは、再燃焼室ピットを地上に設置すると、上部

設備の重量を支持するための鉄骨類の物量が増大しコスト高となることから、これを地下に設置することで上部設備の重量を支持するための鉄骨類の物量を削減することができ、建設コストの削減となるからである。」

- (5) 原判決52頁23行目「ア」と「法人税法施行令13条は、」との間に、次のとおり挿入する。

「法人税法2条23号は、法人税法31条により法人税において損金算入できる減価償却資産について「建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却すべきものとして政令で定めるものをいう。」と規定して、建物、構築物、機械及び装置等を明確に区別して規定し、法の委任を受けた」

- (6) 原判決52頁26行目「耐用年数省令は、上記のうち、」を、以下のとおり改める。

「さらに、法人税法施行令48条以下において、減価償却資産の償却の方法を規定するとともに、同56条において、減価償却する場合の耐用年数、減価償却資産の耐用年数、当該耐用年数に応じた償却率及び残存価格については財務省令で定めるところによる、と規定し、令13条の上記の各資産の区別を前提として、別表第一ないし第四に従って、各資産についてさらにその構造又は用途、細目に応じたそれぞれの耐用年数を定め、耐用年数省令は、令13条が定める減価償却資産のうち、」

- (7) 原判決55頁19行目冒頭から同56頁21行目末尾までを、次のとおり改める。

「本件施設中、工場棟の建物の外の機械及び再燃焼室及び後燃焼ストーカの真下に位置し、灰出しコンベア等が設置されている鉄筋コンクリート製の床、壁面、後燃焼ストーカの下端で囲まれた部屋状の構造を有するが、その上部に上屋は設置されておらず、後燃焼ストーカの下端部分で覆われていない部分は上空に吹き抜けている。

また、内部には照明器具、排水装置及び階段が設置されているが、前記（付加訂正後の原判決）認定のとおり、再燃焼室ピットは、構造上、上部に設置された再燃焼室等の設備の重量を支持することができるように設計されたものであり、建築コストを削減する趣旨で地平面から掘り下げた地下部分に設置されたものである。

前記（付加訂正後の原判決）認定の事実によれば、再燃焼室ピットは、原判決別紙1争点表の焼却設備欄に記載された機械及び装置の基礎部分であって、再燃焼室と一体となつてその効用を発揮するものと考えられ、再燃焼室の一部として減価償却資産とすべきものと解するのが相当である。

- (イ) これに対し、被控訴人は、再燃焼室ピットが、再燃焼室等とは独立した空間が確保され、独立した地下室の構造を有し、再燃焼室等と分離可能であること、独自の用途を有することをあげ、上部の機械及び装置と一体として評価することはできず、再燃焼室ピットは建物であると主張する。

しかしながら、再燃焼室ピットの天井にあたる部分は、むき出しのままの後燃焼ストーカの下端部分に過ぎないものであって、その上部に上屋はなく、一部吹き抜けている状況で、必ずしも、上部の機械及び装置と独立した空間や構造を有するものともいえない。また、再燃焼室ピットは、灰出しコンベア等を設置する目的をもって設置されたものではなく、上部の機械及び装置の重量を支持するための構造上の必要性や建築コスト削減の趣旨で、鉄筋コンクリート製の堅固な構造の空間が地下部分に作られたということからすると、その効用は、専ら、上部の機械及び装置を支持する基礎ということにあり、再燃焼室ピッ

トに灰出しコンベアが設置され、メンテナンス用に照明設備や階段等が設けられているとしても、それは機械及び装置の基礎としての構造上できた空間を、副次的に前記のような用途に利用しているに過ぎないものというべきである。

なお、被控訴人は、再燃焼室ピットには、上屋が設置されていないが、上屋のない地下室であっても、建物と認定されると主張する。確かに、証拠（乙25）によれば、上屋のないプレハブ工法により設置された地下室であっても、登記簿上は、建物として表示登記をすることができることが認められるが、固定資産税の課税の対象となるかどうか、あるいは不動産として権利の対象となるかどうかを判断する基準である、建物として表示登記が可能であるからといって、直ちに、法人税法上の減価償却資産としての「建物」と認められるとはいえないから、被控訴人の前記主張は採用し難い。また、被控訴人は、再燃焼室ピットが、確定仕様書に記載されていないことや、詳細見積内訳では、その工事費用が建屋工事の価額に含めて計上されていることをもって、再燃焼室ピットが建物に該当する根拠であると主張するようであるが、本件施設を製造したBの担当者が、再燃焼室ピットは上部の機械及び装置の基礎となるよう設計され、施工されていると説明していることや（乙5）、同種の施設の仕様書や見積書には再燃焼室ピットの仕様や見積額が計上されていること（甲10、弁論の全趣旨）からすると、控訴人の指摘する点は、前記（付加訂正後の原判決）認定を左右するものではない。

以上より、被控訴人らの主張はいずれも採用し難い。

そうすると、再燃焼室ピットは、機械及び装置として再燃焼室及び後燃焼ストーカと一体のものとして減価償却資産とすべきであり、後記（付加訂正後の原判決）認定のとおり、それ自体に独自の効用が特にあるものではなく、ばい煙処理に供されているものでもないから、機械及び装置として再燃焼室と一体で、耐用年数省令1条1項2号別表第二の番号369の細目「主として金属製のもの」として耐用年数を17年とすべきである。」

(8) 原判決56頁22行目「及び再燃焼室ピット」を削除する。

(9) 原判決56頁25行目末尾に、次のとおり付加する。

「そして、再燃焼室ピットは、法人税法施行令13条の種類としては、「機械及び装置」に分類され、その耐用年数は17年である。」

(10) 原判決57頁10行目から11行目にかけて「これに一般的な陳腐化を折り込んで算定する建前となっているところ、」を、次のとおり改める。

「これに一般的な陳腐化を折り込んで算定する。この場合、著しい技術革新や経済情勢の変化による特別な陳腐化や不適用化といったものについては、耐用年数の短縮という別途の制度によって処理するという考え方が基本となっている。したがって、一般的な法定耐用年数としては、著しい技術革新や経済情勢の変化による特別な陳腐化や不適用化は取り上げず、通常程度の陳腐化を想定して、効用持続年数について調整を加えて算定をすることとしているものである。そして、」

(11) 原判決58頁7行目から同頁10行目末尾までを、次のとおり改める。

「そして、別表第二が、機械及び装置の耐用年数表として、「設備の種類」について、食品の製造設備、繊維や織物の製造設備、化学製品の製造設備、機械製品の製造設備、車両、鉄道、ガス、送電等の設備等300以上に及ぶ製品等の製造設備を事細かにあげ、さらに、「設備の種類」のうち「細目」を定め、それぞれに耐用年数を規定していることからすると、機械及び

装置の償却単位は、前記の「設備の種類」に規定されている程度に、通常であれば別々の機能や用途を果たし得る単位といえるかどうかを考慮し、その限度に細分化された単位を基準として判断するのが相当である。」

- (12) 原判決60頁26行目冒頭から、同61頁3行目から4行目にかけて「判断することになる。」までを、次のとおり改める。

「確かに、前記（付加訂正後の原判決）認定の事実によれば、本件設備は、多数の設備が相互に関連し合って作動し、廃棄物を焼却したうえ、その途中で発生するばい煙等や可燃性ガスを化学反応させて、大気汚染防止を目的とする法令が規制する基準を満たすよう処理するものであるとはいえる。しかしながら、法人税法上、様々な機能を有する設備が複合して作動しているある機械装置について、どの範囲ないし単位で減価償却資産として損金計上ができるかについては、前記（付加訂正後の原判決）認定のとおり、通常、別々の機能や用途を果たし得る単位といえるかどうかを考慮し、その限度に細分化された単位を基準として判断すべきであるから、本件設備が現実的に前記のような機能を有する設備であるからといって、直ちに、本件施設全体が単一単位としての減価償却資産であるということとはできない。そして、前記（付加訂正後の原判決）認定のとおり、本件施設には、社会通念上建物と評価されることが明らかな工場棟が存在し、また、廃棄物の処理及び作業工程においても廃棄物を受け入れる設備、これを焼却する設備、給排水設備、電気設備、運搬設備等それぞれ異なる機能や用途を有する諸設備が存し、各設備ごとに、通常、別々の機能及び用途に供することができるものであるとともに、本件設備の製造者が作成した仕様書（甲13）や製造費用等の詳細見積書（甲8）の記載に照らすと、各設備ごとに、修繕をし、取り替えあるいは廃棄等の処分をすることも物理的には可能であって、実際上も、各設備ごとに耐用年数は異なるものと推認される。したがって、本件施設は、建物や各設備ごとに区分して、それぞれの効用にしがった耐用年数を考えることができ、前記（付加訂正後の原判決）判示のとおり、法人税法やその委任を受けた法人税法施行令及び耐用年数省令の規定の趣旨に照らしても、それぞれの規定による設備ごとに減価償却すべきものと解するのが相当である。」

- (13) 原判決61頁11行目末尾に、次のとおり付加する。

「また、前記（付加訂正後の原判決）認定の事実を総合すれば、本件設備は、産業廃棄物を焼却して減量することを本来の目的とする施設であって、本件設備全体を、ばい煙処理の用に供されている施設及び汚水処理の用に供されている施設と解することも困難である。」

- (14) 原判決62頁13行目冒頭から同頁16行目末尾までを、次のとおり改める。

「a そして、前記（付加訂正後の原判決）判示のとおり、法定耐用年数算定の基本的なあり方としては、通常の維持補修を行うとした場合の通常の効用持続年数（通常の維持補修をした場合の物理的使用可能期間）を想定し、また一般的な陳腐化を折り込んで算定するものであって、著しい技術革新や経済情勢の変化による特別の陳腐化や不適用化といったものについては、耐用年数の短縮という別途の制度によって処理し、一般的な法定耐用年数としては、著しい技術革新や経済情勢の変化による特別の陳腐化や不適用化は取り上げない。また、機械及び装置については、著しい技術革新や経済情勢の変化により、その構成などが著しく異なるため法定耐用年数が実情に合致しない場合には、耐用年数通達で特に定められているものを除き、別途耐用年数の短縮等の制度によって解決を図るという基本的な考え方に立脚しているものである。これに加え、耐用年数省令2条2号が、大気汚染

による公害防止という政策目的のために設けられた特別優遇措置であることを併せ考えると、著しい技術革新や経済情勢の変化による特別の陳腐化や不適用化、あるいは、技術革新や経済情勢の変化等により、法定耐用年数が実情に合致しなくなっている場合には、耐用年数の短縮等の改正など、適切な措置がなされていないなどの特段の事情がない限り、同条同号の文言は、課税基準としての公平性や課税額の予測可能性を確保する趣旨からしても、規定文言に即して解釈されるべきであって、安易に類推、拡張解釈や柔軟な解釈がなされるべきではない。

b そこで、前記特段の事情の有無について検討するに、証拠（乙26ないし28）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

i 昭和38年、ばい煙処理用減価償却資産について、耐用年数を短縮して減価償却を早期に行うことによって、税制の面からも都市環境衛生の改善に資する目的で耐用年数省令が改正された。

ii その後も、ばい煙処理用設備に、高さ70メートル以上の煙突が新たに加えられ（昭和41年改正）、ばい煙処理設備としての耐用年数の適用が認められる設備について、鉱山において採掘等に伴って生ずる粉じん処理設備についても適用することに改められ（昭和45年改正）、平成20年、別表第五及び第六が統合されて新しい別表第五として機械及び装置の耐用年数が5年に短縮された。

iii 公害防止対策としての税法上の措置としては、その対象資産の範囲などについて不十分と考えられたので、汚水処理設備及びばい煙処理設備について、公害防止設備として初年度3分の1の特別償却制度が認められ（昭和44年改正）、その償却率が2分の1に引き上げられた（昭和46年度改正）。その後も、一般的に特別償却率が引き下げられたなかで、公害防止用設備の特別償却率はそのまま据え置かれ、昭和52年度の改正で特別償却率が3分の1に引き下げられた。その後も、複数回にわたって、租税特別措置の整理合理化の一環として、以下に記載のとおり、対象設備のうち、期限が到来するものを中心に、対象設備の範囲、特別償却率等の見直しが行われている。

iv 産業廃棄物処理用設備のうち、高温焼却装置について焼却能力の要件が付加され（昭和58年度改正）、ばい煙処理用設備の範囲の縮減として貯水池（平成5年度改正）、水路（平成6年度改正）が除外される一方、汚水処理設備の範囲が拡充（雨水貯留槽、平成7年度改正）されるなど、数回の改正が行われ、経済的变化や技術革新に伴い、産業廃棄物処理用設備の対象となる資産の範囲が、整理、合理化された。

v 産業廃棄物処理用設備の範囲に、ばい煙処理装置が追加されるとともに、高温焼却装置の設備要件の見直しが行われ（平成10年度改正）、公害防止用設備の範囲にダイオキシン類の排出抑制に資する一定の設備が追加された（平成12年度改正）。

以上のとおり、法令は、公害防止用設備のうち、ばい煙処理用減価償却資産について、技術革新や社会情勢の変化に対応して、相応の措置を行っているものと認められるし、本件証拠上、その他の前記特段の事情が存在することを認めるに足る証拠はない。

そうすると、耐用年数省令2条2号の解釈にあたっては、文言に即した解釈がなされるべきである。」

(15) 原判決62頁20行目末尾に、次のとおり付加する。

「また、同様に、同条同号が規定する、ばい煙処理の「用に供されている減価償却資産」とい

えるためには、前記（付加訂正後の原判決）認定のとおり、ばい煙処理の用に直接供されている設備のほか、生産設備等より生じたばい煙を、前記ばい煙処理用設備に導入するための送配管など、ばい煙処理に直接関係がある機械及び装置等であることを要すると解するのが相当である。」

(16) 原判決 6 2 頁 2 1 行目「原告は、」から同頁 2 4 行目「まず、」までを、次のとおり改める。

「これに対し、控訴人は、本件施設における可燃性ガスの「燃焼」作用や、ばい煙等の有害物質の発生「抑制」作用は、耐用年数省令 2 条 2 号に規定する中和に「類似する方法」による処理に、また、燃焼ガス中の一酸化炭素を気相反応による燃焼により二酸化炭素に「転換」させる作用も、中和に「類似する方法」による処理に、さらに、ロータリーキルン内で発生したアンモニアと再燃焼室で発生した酸性の窒素化合物とを中和させて、窒素化合物を除去する「中和還元」作用は、「中和」による処理に、加えて、ダイオキシン類を含むガスの高温滞留による熱分解作用は、「中和」、「拡散」、「慣性分離」、「遠心分離」による処理に、それぞれ該当すると主張するので検討する。

まず、燃焼とは、物質が酸素と化合する反応であり、中和とは異なる化学作用であるから、燃焼作用をもって耐用年数省令 2 条 2 号が定める「中和に類似する方法」による処理に該当するとはいい難い。また、

(17) 原判決 6 3 頁 1 4 行目冒頭から同頁 1 7 行目「①については、」までを、次のとおり改める。

「そして、控訴人が主張する「転換」作用とは、炭素や一酸化炭素が酸化されて二酸化炭素になることを指すに過ぎず、このような酸化作用は、「中和」とは異なった種類の化学反応であって、控訴人主張の「転換」作用は、耐用年数省令 2 条 2 号の定める処理方法に該当しないというべきである。

また、控訴人が、アンモニアと窒素化合物を中和させて、窒素化合物を除去する「中和還元」作用は、「中和」による処理方法に該当すると主張する点については、「中和」作用と「還元」作用とは、異なる種類の化学反応であるうえ、耐用年数省令 2 条 2 号は、「還元」作用を処理方法として定めておらず、本件証拠上、ロータリーキルン内で、減価償却資産の単位となる程度の効用を発揮するだけのアンモニアが、定量的、反復継続的に発生しているとの証拠もない。さらに、控訴人が、ダイオキシン類を含むガスの高温滞留による「熱分解」作用は、「中和」、「拡散」、「慣性分離」、「遠心分離」による処理方法に該当すると主張する点については、

(18) 原判決 6 3 頁 2 1 行目「また、②についても、」から同頁 2 4 行目末尾までを、次のとおり改める。

「また、耐用年数省令 2 条 2 号は、「熱分解」作用を処理方法として定めていないうえ、控訴人が主張する「熱分解」作用とは、物質を化学的に変化させる作用であるところ、「拡散」、「慣性分離」、「遠心分離」という方法は、物質に遠心力等を加えて、加速度などの物理的な作用で、もとの物質から固形物質を分離させて、ばい煙を処理する方法を指すものと解されるから、控訴人が主張する「熱分解」作用は、同条同号が定める処理方法には該当しないというべきである。

(19) 原判決 6 4 頁 6 行目冒頭から同頁 2 4 行目末尾までを、次のとおり改める。

「しかしながら、前記（付加訂正後の原判決）認定のとおり法定耐用年数算定の基本的な考え方からすると、法定耐用年数算定にあたっては、特段の事情がない限り、著しい技術革新や

経済情勢の変化による特別の陳腐化や不適用化等は取り上げず、耐用年数の短縮という別途の制度によって処理することとしていることや、前記（付加訂正後の原判決）判示のとおり、本件証拠上、特段の事情を認めるに足りないことなどを総合考慮すれば、同条同号の文言は、規定の文言に即して解釈されるべきであるから、控訴人の前記主張は採用できない。」

(20) 原判決 6 9 頁 2 2 行目から 2 3 行目にかけて「再燃焼室ピットは前示のとおり建物に該当する。そうすると、コンベアピット排水ポンプは、」を削除する。

(21) 原判決 7 3 頁 1 6 行目冒頭から同頁 2 2 行目末尾までを、次のとおり改める。

「廃棄物ピットは、前記（付加訂正後の原判決）認定のとおり、建物の評価を受ける減価償却資産である。そして、告示別表一において、本件特別償却が可能な建物は、騒音防止用設備としての遮音壁に限られる（乙 8）ところ、廃棄物ピットがこれに該当することを認めるに足りる証拠はないから、廃棄物ピットについて、特別償却は適用できない。

次に、再燃焼室ピットは、前記（付加訂正後の原判決）認定のとおり、上部の再燃焼室（燃焼設備）と一体として機械及び装置の評価を受ける減価償却資産であり、再燃焼室は本件告示別表一のうち番号 3、種類「機械及び装置」及び区分「産業廃棄物処理用設備」の細目「高温焼却装置」に該当し、特別償却が適用されることは、当事者間に争いが無いから、再燃焼室ピットも同様に、特別償却が適用されるというべきである。」

(22) 原判決 7 4 頁 1 6 行目「以上を前提として、」から同 7 5 頁 8 行目末尾までを、次のとおり改める。

「ア 以上を前提として、本件施設に係る各減価償却資産の取得価額及び本件係争年分の償却限度額を算出すると、別紙「求積明 2 に係る別紙 1 ないし 3」、「求積明 2 に係る別表 1 ないし 5 - 4」記載のとおりとなる。

なお、再燃焼室ピットは、前記（付加訂正後の原判決）認定のとおり、再燃焼室（燃焼設備）と一体として、耐用年数省令 2 条 2 号、番号 3 6 9 の細目「主として金属製のもの」として耐用年数を 1 7 年とするのが相当であるが、その取得価額は、以下のとおり、建物等建築工事に係る取得価額 3 億 9 4 4 8 万 6 5 3 1 円のうち、2 7 7 2 万 2 5 3 9 円とするのが相当である。すなわち、本件施設に関する詳細見積内訳（甲 8）には、再燃焼室ピットの工事代金は個別に記載されておらず、建屋工事代金に含まれて記載されている。ところで、控訴人の関連会社が、平成 1 0 年、本件施設の製造者である B に依頼して、本件施設と類似する施設（以下「本件類似施設」という。）を建築した際の詳細見積内訳（甲 1 0）によれば、本件施設の建屋に相当する工場棟上屋の工事代金は、2 億 1 0 0 0 万円、鉄筋コンクリートで作られた工場棟基礎の工事代金は 9 0 0 0 万円であり、B 作成の「廃棄物 P I T 工事費用に関する参考データ」（甲 1 1 で、以下「参考データ」という。）によれば、本件類似施設の鉄骨造部分（工場棟上屋）の体積は 1 万 0 9 5 3 立方メートル、鉄筋コンクリート造部分（工場棟基礎）の体積は 2 6 8 3 立方メートルであるから、鉄骨部分及び鉄筋コンクリート造部分の 1 立方メートルあたりの単価は、別紙計算過程（原審における控訴人の 1 6 ・ 1 ・ 1 9 付け準備書面添付の表）の番号 4 記載のとおりとなり、本件施設の鉄骨造部分の体積は 1 万 0 2 5 2 立方メートル、鉄筋コンクリート造部分の体積は 5 8 5 2 立方メートルとなるので、これに、前記の 1 立方メートルあたりの単価をそれぞれ乗じて、それぞれの部分の価格を算出し、価格比率に基づいて、本件施設における建屋工事代金 3 億 9 4 4 8 万 6 5 3 1 円を鉄骨造部分と鉄筋コンクリート造部分に按分す

ると、別紙計算過程の番号5記載のとおりとなる。さらに、上記計算に基づいて算定した鉄筋コンクリート造部分の工事代金1億9711万7030円を、体積の比率に応じて、再燃焼室ピット及びその他の部分に按分すると別紙計算過程の番号6記載のとおりとなり、建屋工事代金の金額のうち、再燃焼室ピットの取得金額は、別紙計算過程の番号7記載のとおり2772万2539円となる。

また、種類の異なる資産に共通する取得費用の按分割合、按分金額は、別紙「求釈明2に係る別表4-1-1、2、同4-2」記載のとおりであり、各資産の取得価額と按分計算の結果をまとめると別紙「求釈明2に係る別紙3」記載のとおりとなり、これに基づき、各年度の償却限度額及び平成10年4月期における特別償却限度額を算出すると、「求釈明2に係る別表五の1ないし4」記載のとおりとなる。

イ 以上を踏まえ、控訴人の本件各係争年分の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額を算出すると、別紙「求釈明2に係る別紙1」記載の「課税標準等及び税額等の計算」のうち、各「所得金額又は欠損金額」欄、「差引所得に対する法人税額」欄記載のとおり、平成10年4月期が所得金額3億5038万8515円、納付すべき税額1億3174万4200円、平成11年4月期が所得金額4億7630万6921円、納付すべき税額1億6286万6000円、平成12年4月期が所得金額1億8795万6548円、納付すべき税額5224万6300円、平成13年4月期が所得金額9191万8260円、納付すべき税額2488万6600円となる。」

(23) 原判決75頁20行目「税額2512万7200円であり、」から同頁21行目末尾までを、次のとおり改める。

「税額2512万7200円である。そうすると、平成11年4月期の更正処分は、これらによって確定された税額が、前記（付加訂正後の原判決）認定の税額を超えないから適法であるが、平成10年4月期、平成12年4月期及び平成13年4月期の各更正処分は、これらによって確定された税額が前記（付加訂正後の原判決）認定の税額を超えるので、当該超える部分については、違法であり、したがって取消しを免れない。」

(24) 原判決75頁23行目冒頭から同頁25行目「そして、」までを、削除する。

(25) 原判決76頁2行目「被告ら主張のとおり、」から同頁6行目末尾までを、次のとおり改める。

「「求釈明2に係る別紙1」の「加算税の額」のうち各「加算税の額（①×②）」欄記載のとおり、平成10年4月期が1304万6000円、平成11年4月期が343万1000円、平成12年4月期が178万1000円、平成13年4月期が85万9000円となる。」

(26) 原判決76頁14行目から15行目にかけて「89万5000円であって、」から同頁16行目末尾までを、次のとおり改める。

「89万5000円である。そうすると、平成11年4月期の過小申告加算税賦課決定処分は、これらによって確定された税額が前記（付加訂正後の原判決）認定の税額を超えないから適法であるが、平成10年4月期、平成12年4月期及び平成13年4月期の各過小申告加算税賦課決定処分は、これらによって確定された税額が前記（付加訂正後の原判決）認定の税額を超えるので、当該超える部分については、違法であり、したがって、取消しを免れない。」

第4 結論

よって、以上と一部結論を異にする原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 高田 健一

裁判官 尾立 美子

裁判官 堀 禎男

求積明2に係る別紙1

○課税標準等及び税額等の計算

区分		平成10年4月期	平成11年4月期	平成12年4月期	平成13年4月期
		円	円	円	円
所得金額又は欠損金額		350,388,515	476,306,921	187,956,548	91,918,260
法人税額		130,635,500	163,565,570	55,746,800	26,935,400
法人税額の特別控除額		5,220,862	11,607,873	4,885,950	1,543,530
リース特別控除取戻税額		0	0	0	0
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	0	0	0	0
	同上に対する税額	0	0	0	0
留保	課税留保金額	59,575,000	88,435,000	19,551,000	0
	同上に対する税額	7,436,250	11,765,250	1,955,100	0
使途秘匿金	使途秘匿金額	0	0	0	0
	同上に対する税額	0	0	0	0
法人税額計		132,850,888	163,722,947	52,815,950	25,391,870
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		0	0	0	0
控除所得税額等		1,106,608	856,946	569,613	505,179
差引所得に対する法人税額		131,744,200	162,866,000	52,246,300	24,886,600
還付所得税額等		0	0	0	0
欠損繰戻し	還付金額	0	0	0	0
	減少する還付加算金	0	0	0	0
差引合計税額		131,744,200	162,866,000	52,246,300	24,886,600
既に納付の確定した本税額		134,518,900	162,846,200	52,530,100	25,127,200
差引納付すべき又は減少(△印)する法人税額		△2,774,700	19,800	△283,800	△240,600
●●●●●●●● ●●●●●●過大申告 の更正に伴う	還付法人税額	—	—	—	—
	繰越控除される法人税額	—	—	—	—
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		0	0	0	0

○加算税の額

区分		過少申告加算税			
		平成10年4月期	平成11年4月期	平成12年4月期	平成13年4月期
加算税の基礎となる税額	①	87,920,000円	34,310,000円	17,810,000円	8,570,000円
加算税の割合	②		10%	10%	
加算税の額(①×②)	③	13,046,000	3,431,000	1,781,000	859,000

※平成10年4月期及び平成13年4月期の加算税の割合は、10%に国税通則法65条2項の規定による加算が生じる。

争点表

設備の名称	基準額 (円)	争点1	種類/耐用年数		争点2	特別償却				
			原告	被告		原告	被告			
各種設備共通仕様										
歩廊・階段工事	40,000,000		機械共通費 (機械装置に配賦)			同左				
配管工事	50,000,000									
受入供給設備										
廃棄物ピット	建築工事に含む	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	建物(*1)	35年 31年	争点	○	×	
廃棄物クレーン	33,500,000	争点			その他の機械装置	17年			○	
医療系廃棄物コンベア	2,000,000	争点								
廃油処理装置	3,800,000	争点								
廃液処理装置	7,200,000	争点								
燃焼設備										
投入ホッパー	25,000,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年		○		
ロータリキルン	189,500,000	争点								
後燃焼ストーカー	40,300,000	争点								
油圧ユニット	4,800,000	争点								
焼却炉本体 (再燃焼室)	102,700,000	争点								
助燃バーナ	14,800,000	争点								
羽口金物冷却ファン	2,900,000	争点								
燃焼ガス冷却設備										
ガス冷却室	11,700,000		ばい煙処理用機械装置		7年		○			
水噴射ノズル	1,300,000									
噴射水加圧ポンプ	2,000,000									
排ガス処理設備										
脱硝装置	10,000,000		ばい煙処理用機械装置		7年		○			
有害ガス除去装置	250,000,000									
余熱回収設備										
廃熱ボイラー	210,000,000		ばい煙処理用機械装置		7年		○			
通風設備										
押込ファン	6,200,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年		○		
誘引ファン	10,000,000		ばい煙処理用機械装置		7年					
排ガス循環ファン	1,800,000									
風道	83,000,000		機械共通費 (ばい煙処理用機械装置とその他の機械装置に配賦)							
煙道										
煙突 (高さ45メートル)	40,000,000		構築物		10年		×			
ブロワ室用電動ホイスト	1,000,000		機械共通費 (ばい煙処理用機械装置とその他の機械装置に配賦)				○			
灰出設備										
灰出コンベヤ	20,000,000		ばい煙処理用機械装置		7年		○			
1号ボイラ灰コンベア	2,800,000									
NO.1~5飛灰移送コンベア	19,200,000									
給排水設備										
プラント用水受入タンク	1,000,000		機械共通費 (機械装置に配賦)					同左		
冷却水ポンプ	500,000									
機器冷却塔	1,200,000									
雑用水ポンプ	200,000									
汚水排水ポンプ	200,000									
機器冷却排水タンク	400,000									
機器冷却塔給水ポンプ	400,000									

設備の名称	基準額 (円)	争点1	種類/耐用年数				争点2	特別償却		
			原告		被告			原告	被告	
タービン室排水ポンプ	100,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年	争点	○	×	
コンベアピット排水ポンプ	100,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年		○		
冷却塔	1,100,000	争点								
冷却塔循環ポンプ	500,000	争点								
共通設備										
空気圧縮機	3,500,000		ばい煙処理用機械装置			7年		○		
冷凍式空気除湿機	300,000									
余熱利用設備										
蒸気タービン	121,000,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年	争点	○	×	
復水器	35,900,000		ばい煙処理用機械装置			7年		○		
復水タンク	3,100,000									
汚泥乾燥設備	92,000,000	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年	争点	○	×	
電気計装設備										
電気設備	75,000,000		機械共通費 (機械装置に配賦)					同左		
計装設備	49,000,000									
土木建築/建築工事										
建築工事	342,000,000		建物(*1) (廃棄物ピット・再燃焼室ピットを除く)			35年 31年		×		
(再燃焼室ピット)	(27,722,539)	争点	ばい煙処理用機械装置	7年	その他の機械装置	17年	争点	○	×→ ○	
機械基礎工事	39,000,000		機械共通費 (機械装置に配賦)					同左		
山留工事	37,000,000		建物(*1)			35年 31年		×		
土木工事及び外構工事										
R C擁壁工事	9,200,000		構築物			50年		×		
間知石積工事	6,800,000					10年				
アスファルト舗装	7,000,000					15年				
雨水排水工事	1,000,000									
仮設工事	4,000,000		建物・構築物に配賦							
建築設備工事										
空調設備工事	11,000,000		建物附属設備			15年		×		
給排水衛生設備	8,000,000					8年				
電気設備	20,500,000									
災害報知設備	4,500,000									
付帯設備										
金物類	6,000,000		機械共通費 (機械装置に配賦)					同左		
予備品	8,000,000		減価償却資産でない					-		
特殊工具類	1,000,000									
現地据付工事										
機器据付工事	319,000,000		機械共通費 (機械装置に配賦)					同左		
移設・解体工事	20,000,000		減価償却資産でない					-		
電気計装工事										
電気工事	50,000,000		機械共通費 (機械装置に配賦)					同左		
計装工事	35,000,000									
現地運転費										
試運転費	47,000,000		機械共通費 (機械装置に配賦)					同左		
製品検査費	15,000,000									
輸送費	5,000,000									
S/V派遣費、設計費	233,000,000		建物・建物附属設備・構築物・機械装置に配賦					同左		
建設費合計	2,800,000,000									

(*1)平成10年4月期につき上段、平成11年ないし13年4月期につき下段の耐用年数。

求釈明2に係る別紙3

1. 平成10年4月にB株式会社から取得した機械装置等

(単位：円)

勘定科目				機械装置			その他		備考
特定設備等の 特別償却	特定設備等の特別償却の適用			有		無	無		
	上記の区分			産業廃棄物処理用		その他の機械装置			
	上記の細目			高温焼却装置	ばい煙処理装置				
普通償却	耐用年数省令別表の適用			別表二・369	別表六・機械及び装置	別表二・369	別表一		
	耐用年数			17年	7年	17年	取得価額等	勘定科目	
項目	資産の名称等	取得価額等	耐用年数省令別表の適用等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	勘定科目	
第1節	各種設備共通仕様								
1-1	歩廊・階段工事	40,000,000	共通費	14,244,960	19,397,760	6,357,280		按分計算により算定(表4-2)	
1-3	配管工事	50,000,000	共通費	17,806,200	24,247,200	7,946,600		按分計算により算定(表4-2)	
第2節	受入供給設備								
2-1	廃棄物ピット	第13節第2項に含む							
2-2	廃棄物クレーン	33,500,000	別表二	33,500,000					
2-3	医療系廃棄物コンベア	2,000,000	別表二	2,000,000					
2-4	廃油処理装置	3,800,000	別表二	3,800,000					
2-5	廃液処理装置	7,200,000	別表二	7,200,000					
第3節	燃焼設備								
3-1	投入ホッパー	25,000,000	別表二	25,000,000					
3-2	ロータリキルン	189,500,000	別表二	189,500,000					
3-3	後燃焼ストーカー	40,300,000	別表二	40,300,000					
3-4	油圧ユニット	4,800,000	別表二	4,800,000					
3-5	焼却炉本体(再燃焼室)	102,700,000	別表二	102,700,000					
3-6	助燃バーナ	14,800,000	別表二	14,800,000					
3-7	重油タンク	既設品流用							
3-8	重油ポンプ	既設品流用							
3-9	羽口金物冷却ファン	2,900,000	別表二	2,900,000					
第4節	燃焼ガス冷却設備								
4-1	ガス冷却室	11,700,000	別表六		11,700,000				
4-2	水噴射ノズル	1,300,000	別表六		1,300,000				
4-3	噴射水加圧ポンプ	2,000,000	別表六		2,000,000				
第5節	排ガス処理設備								
5-2	脱硝装置	10,000,000	別表六		10,000,000				
5-3	有害ガス除去装置	250,000,000	別表六		250,000,000				
第6節	余熱回収設備								
6-1	廃熱ボイラー	210,000,000	別表六		210,000,000				
第7節	通風設備								
7-1	押込ファン	6,200,000	別表二	6,200,000					
7-2	誘引ファン	10,000,000	別表六		10,000,000				
7-3	排ガス循環ファン	1,800,000	別表六		1,800,000				
7-4	風道	83,000,000	共通費	15,090,894	67,909,106			按分計算により算定(表3-1)	
7-5	煙道								
7-6	煙突(高さ45メートル)	43,082,031	別表一				43,082,031	構築物	金属造 煙突(10年)
7-7	ブロワ室用電動ホイスト	1,000,000	共通費	285,714	714,286				按分計算により算定(表3-2)

(注)「項目」欄及び「資産等の種類」欄は、平成10年1月B株式会社G製作所作成の「焼却炉更新工事 確定仕様書」の第2章「設備仕様」の区分によります。

勘定科目				機械装置			その他		備考
特定設備等の 特別償却	特定設備等の特別償却の適用			有		無	無		
	上記の区分			産業廃棄物処理用		その他の機械装置			
	上記の細目			高温焼却装置	ばい煙処理装置				
普通償却	耐用年数省令別表の適用			別表二・369	別表六・機械及び装置	別表二・369	別表一		
	耐用年数			17年	7年	17年	取得価額等	勘定科目	
項目	資産の名称等	取得価額等	耐用年数省令別表の適用等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	勘定科目	
第8節	灰出設備								
8-1	灰出コンベヤ	20,000,000	別表六		20,000,000				
8-2	1号ボイラ灰コンベヤ	2,800,000	別表六		2,800,000				
8-3	NO. 1 飛灰移送コンベヤ	6,400,000	別表六		6,400,000				
8-4	NO. 2 飛灰移送コンベヤ	2,900,000	別表六		2,900,000				
8-5	NO. 3 飛灰移送コンベヤ	3,300,000	別表六		3,300,000				
8-6	NO. 4 飛灰移送コンベヤ	4,100,000	別表六		4,100,000				
8-7	NO. 5 飛灰移送コンベヤ	2,500,000	別表六		2,500,000				
8-8	灰貯留設備	貴社手配品							
第9節	給排水設備								
9-1	プラント用水受入タンク	1,000,000	共通費	356,124	484,944	158,932		按分計算により算定(表4-2)	
9-2	冷却水ポンプ	500,000	共通費	178,062	242,472	79,466		按分計算により算定(表4-2)	
9-3	機器冷却塔	1,200,000	共通費	427,349	581,933	190,718		按分計算により算定(表4-2)	
9-4	雑用水ポンプ	200,000	共通費	71,225	96,989	31,786		按分計算により算定(表4-2)	
9-5	汚水排水ポンプ	200,000	共通費	71,225	96,989	31,786		按分計算により算定(表4-2)	
9-6	機器冷却排水タンク	400,000	共通費	142,450	193,978	63,572		按分計算により算定(表4-2)	
9-7	機器冷却塔給水ポンプ	400,000	共通費	142,450	193,978	63,572		按分計算により算定(表4-2)	
9-8	タービン室排水ポンプ	100,000	別表二			100,000			
9-9	コンベヤピット排水ポンプ	100,000	別表二	100,000					
9-11	冷却塔	1,100,000	別表二	1,100,000					
9-12	冷却塔循環ポンプ	500,000	別表二	500,000					
第10節	共通設備								
10-1	空気圧縮機	3,500,000	別表六		3,500,000				
10-2	冷凍式空気除湿機	300,000	別表六		300,000				
第11節	余熱利用設備								
11-1	蒸気タービン	121,000,000	別表二			121,000,000			
11-2	復水器	35,900,000	別表六		35,900,000				
11-3	復水タンク	3,100,000	別表六		3,100,000				
11-6	汚泥乾燥設備	92,000,000	別表二			92,000,000			

勘定科目				機械装置			その他		備考
特定設備等の 特別償却	特定設備等の特別償却の適用			有		無	無		
	上記の区分			産業廃棄物処理用		その他の機械装置			
	上記の細目			高温焼却装置	ばい煙処理装置				
普通償却	耐用年数省令別表の適用			別表二・369	別表六・機械及び装置	別表二・369	別表一		
	耐用年数			17年	7年	17年	取得価額等	勘定科目	
項目	資産の名称等	取得価額等	耐用年数省令別表の適用等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	勘定科目	
第12節	電気計装設備								
12-2	電気設備	75,000,000	共通費	26,709,300	36,370,800	11,919,900			按分計算により算定(表4-2)
12-3	計装設備	49,000,000	共通費	17,450,076	23,762,256	7,787,668			按分計算により算定(表4-2)
第13節	土木建築								
第2項	建築工事								
13-2	建築工事	394,486,531	別表一・二	27,722,539			366,763,992	建物	金属造・工場用・その他のもの・その他のもの(31年及び35年)
	機械基礎工事	44,985,303	共通費	16,020,346	21,815,353	7,149,604			按分計算により算定(表4-2)
	山留工事	45,476,950	別表一				45,476,950	建物	金属造・工場用・その他のもの・その他のもの(31年及び35年)
第3項	構造物								
13-3-1	煙突	7-6に含む							
第4項	土木工事及び外構工事								
13-4-1	R C擁壁工事	11,307,783	別表一				11,307,783	構築物	鉄筋コンクリート造り・防壁(50年)
	間知石積工事	8,357,930	別表一				8,357,930	構築物	石造のもの・防壁(50年)
13-4-2	アスファルト舗装	8,603,748	別表一				8,603,748	構築物	舗装路面・アスファルト敷(10年)
13-4-4	雨水排水工事	1,229,103	別表一				1,229,103	構築物	コンクリート造・下水道(15年)
第5項	建築設備工事								
13-5-1	空調設備工事	12,688,165	別表一				12,688,165	建物附属設備	冷房、暖房、通風設備・その他のもの(15年)
13-5-2	給排水衛生設備	9,227,753	別表一				9,227,753	建物附属設備	給排水又は衛生設備(15年)
13-5-3	電気設備	23,646,120	別表一				23,646,120	建物附属設備	電気設備その他のもの(15年)
	災害報知設備	5,190,614	別表一				5,190,614	建物附属設備	災害報知設備(8年)
追項A	付帯設備								
A-1	金物類	6,000,000	共通費	2,136,744	2,909,664	953,592			按分計算により算定(表4-2)
A-2	予備品	8,000,000	(消耗品費)						消耗品費8,000,000円
A-3	特殊工具類	1,000,000	(消耗品費)						消耗品費1,000,000円
追項B	現地据付工事								
B-1	機器据付工事	319,000,000	共通費	113,603,556	154,697,136	50,699,308			按分計算により算定(表4-2)
B-2	移設・解体工事	20,000,000	(外注費)						外注費20,000,000円
追項C	電気計装工事								
C-1	電気工事	50,000,000	共通費	17,806,200	24,247,200	7,946,600			按分計算により算定(表4-2)
C-2	計装工事	35,000,000	共通費	12,464,340	16,973,040	5,562,620			按分計算により算定(表4-2)

勘定科目				機械装置			その他		備考
特定設備等の特別償却	特定設備等の特別償却の適用			有		無	無		
	上記の区分			産業廃棄物処理用			その他の機械装置		
	上記の細目			高温焼却装置	ばい煙処理装置				
普通償却	耐用年数省令別表の適用			別表二・369	別表六・機械及び装置	別表二・369	別表一		
	耐用年数			17年	7年	17年	取得価額等	勘定科目	
項目	資産の名称等		取得価額等	耐用年数省令別表の適用等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	勘定科目
追項E	現地運搬費								
E-1	試運転費		47,000,000	共通費	16,737,828	22,792,368	7,469,804		按分計算により算定(表4-2)
E-2	製品検査費		15,000,000	共通費	5,341,860	7,274,160	2,383,980		按分計算により算定(表4-2)
E-3	輸送費		5,000,000	共通費	1,780,620	2,424,720	794,660		按分計算により算定(表4-2)
追項D	S/V派遣費		154,717,969	共通費	52,995,546	76,613,553	25,108,870		按分計算により算定(表4-2)
追項F	設計費								
合計			2,800,000,000		793,985,608	1,085,639,885	355,800,318	535,574,189	消耗品費・外注費合計29,000,000円

共通費の按分金額加算前の合計（再燃焼室ピットを除く） （但し7-4・5・7は加算）	449,776,608	650,223,392	213,100,000
共通費の按分金額加算前の合計（再燃焼室ピットを含む） （但し7-4・5・7は加算）	477,499,147	650,223,392	213,100,000

2. 平成10年4月にC株式会社から取得した機械装置（除鉄除マンガン濾過装置）

機械装置				勘定科目			その他		備考
特定設備等の特別償却	特定設備等の特別償却の適用			有		無	無		
	上記の区分			産業廃棄物処理用			その他の機械装置		
	上記の細目			高温焼却装置	ばい煙処理装置				
普通償却	耐用年数省令別表の適用			別表二・369	別表六・機械及び装置	別表二・369	別表一		
	耐用年数			17年	7年	17年	取得価額等	勘定科目	
構成比(按分割合)				35.6124%	48.4944%	15.8932%			
項目	資産の名称等		取得価額等	耐用年数省令別表の適用等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	勘定科目
	除鉄除マンガン濾過装置		11,500,000	共通費	4,095,426	5,576,856	1,827,718		按分計算により算定(表4-2)

3. 平成10年4月に株式会社Dから取得した機械装置（ピットシャッター取付工事）

機械装置				勘定科目			その他		備考
特定設備等の特別償却	特定設備等の特別償却の適用			有		無	無		
	上記の区分			産業廃棄物処理用			その他の機械装置		
	上記の細目			高温焼却装置	ばい煙処理装置				
普通償却	耐用年数省令別表の適用			別表二・369	別表六・機械及び装置	別表二・369	別表一		
	耐用年数			17年	7年	17年	取得価額等	勘定科目	
項目	資産の名称等		取得価額等	耐用年数省令別表の適用等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	勘定科目
	ピットシャッター取付工事		3,809,524	別表一				3,809,524	建物
合計			2,815,309,524		798,081,034	1,091,216,741	357,628,036	539,383,713	消耗品費・外注費合計29,000,000円

求積明2に係る別表1 本件派遣費及び設計費の資産への按分計算

(単位：円)

項目	資産の名称等(按分配賦する費用)	取得価額等	左記の内容	
			建物、建物附属設備及び構築物(煙突を除く)	煙突(構築物)及び機械装置
追項D	S/V派遣費	89,000,000	34,000,000	55,000,000
追項F	設計費	144,000,000	41,200,000	102,800,000
計		233,000,000	75,200,000	157,800,000

求積明2に係る別表2-1 本件派遣費及び設計費の「建物」：「建物附属設備」：「構築物」等への按分計算

(単位：円)

項目	資産の名称等	耐用年数	共通費の按分額 加算前の取得価額	構成比 (按分割合)	追項D・F(別表1)の 建物：建物附属設備：構築物等への按分金額計算	按分金額加算後の 取得価額	再燃焼室ピット 減算後
			①	②	③ (75,200,000×②)	④ (①+③)	⑤ (④-27,722,539)
第13節	土木建築						
	【建物等】						
13-2	建築工事	31年	342,000,000	69.79592%	52,486,531	394,486,531	366,763,992
	山留工事	31年	39,426,230	8.04617%	6,050,720	45,476,950	45,476,950
	機械基礎工事	共通	39,000,000	7.95918%	5,985,303	44,985,303	44,985,303
	【建物附属設備】						
13-5-1	空調設備工事	15年	11,000,000	2.24490%	1,688,165	12,688,165	12,688,165
13-5-2	給排水衛生設備	15年	8,000,000	1.63265%	1,227,753	9,227,753	9,227,753
13-5-3	電気設備	15年	20,500,000	4.18367%	3,146,120	23,646,120	23,646,120
	災害報知設備	8年	4,500,000	0.91837%	690,614	6,190,614	5,190,614
	【構築物】						
13-4-1	RC擁壁工事	50年	9,803,279	2.00067%	1,504,504	11,307,783	11,307,783
	間知石積工事	50年	7,245,902	1.47876%	1,112,028	8,357,930	8,357,930
13-4-2	アスファルト舗装	10年	7,459,016	1.52225%	1,144,732	8,603,748	8,603,748
13-4-4	雨水排水工事	15年	1,065,573	0.21746%	163,530	1,229,103	1,229,103
	計		490,000,000	100%	75,200,000	565,200,000	537,477,461

求積明2に係る別表2-1付表 上記表中における山留工事及び構築物の各①欄金額の算定根拠

(単位：円)

項目	区分	資産の名称	共通費按分前の 金額	共通費	共通費按分額	共通費按分後の 金額(上記表中の ①の金額)
13-2	建物	山留工事	37,000,000	—	2,426,230	39,426,230
13-4-1	構築物	RC擁壁工事	9,200,000	—	603,279	9,803,279
		間知石積工事	6,800,000	—	445,902	7,245,902
13-4-2		アスファルト舗装	7,000,000	—	459,016	7,459,016
13-4-4		雨水排水工事	1,000,000	—	65,573	1,065,573
		仮設工事	—	4,000,000		
		合計額	61,000,000	4,000,000		65,000,000

注1 仮設工事の400万円は、共通費按分前の金額比によって按分した。

求積明2に係る別表2-2 本件派遣費及び設計費の「煙突」：「機械装置」への按分計算

(単位：円)

項目	資産の名称等	共通費の按分額加算前 の取得価額	構成比 (按分割合)	追項D・F(別表1) の煙突：機械装置への 按分金額計算	按分金額加算後の 取得価額
		①	②	③ (157,800,000×②)	④ (①+③)
13-3-1	煙突(構築物)	40,000,000	1.953125%	3,082,031	43,082,031
	機械装置	2,008,000,000	98.046875%	154,717,969	2,162,717,969
	計	2,048,000,000	100.0%	157,800,000	2,205,800,000

(注) 機械装置の①欄の金額は、甲第8号証において、「1 機械設備工事」の総額23億1千万円から煙突工事費(6)の③、消耗品費((12)の④及び⑤)、移設・解体費((13)の②)、S/V派遣費(15)及び設計費(17)を控除した金額である。

求積明2に係る別表3-1 通風設備（風道及び煙道）の按分計算

資産の名称等		項目	取得価額	高温焼却装置	ばい煙処理装置
第7節 通風設備		算定根拠	鋼材の重量	20トン	90トン
			構成比(按分配賦割合)	18.1818%	81.8182%
7-4	風道	83,000,000円		15,090,894円	
7-5	煙道				67,909,106円

求積明2に係る別表3-2 通風設備（ブロワ室用電動ホイスト）の按分計算

資産の名称等		項目	取得価額	高温焼却装置	ばい煙処理装置
第7節 通風設備		算定根拠	ファン等の台数	2台	5台
			構成比(按分配賦割合)	28.5714%	71.4286%
7-7	ブロワ室用電動ホイスト		1,000,000円	285,714円	714,286円

求積明 2 に係る別表 4-1-1

按分割合の計算（S/V 派遣費及び設計費に係るもの）

（単位：円）

機械装置の種類	高温焼却装置	ばい煙 処理装置	その他の 機械装置	計
特別償却の適用の有無	有		無	
別紙 3 の「共通費の按分金額加算前の合計」欄の金額 （再燃焼室ピットを除く）	449,776,608	650,223,392	213,100,000	1,313,100,000
構成比（按分割合）	34.2530%	49.5182%	16.2288%	100%

求積明 2 に係る別表 4-1-2 按分割合の計算（その他のもの）

（単位：円）

機械装置の種類	高温焼却装置	ばい煙 処理装置	その他の 機械装置	計
特別償却の適用の有無	有		無	
別紙 3 の「共通費の按分金額加算前の合計」欄の金額 （再燃焼室ピットを含む）	477,499,147	650,223,392	213,100,000	1,340,822,539
構成比（按分割合）	35.6124%	48.4944%	15.8932%	100%

求積明2に係る別表4-2 本件按分対象資産の按分計算

(単位：円)

項目	機械装置の種類		高温 焼却装置	ばい煙 処理装置	その他の 機械装置
	特別償却適用の有無		有		無
	構成比(按分割合)(別表4-1)		35.6124%	48.4944%	15.8932%
	資産の名称等	取得価額等	取得価額等	取得価額等	取得価額等
第1節	各種設備共通仕様				
1-1	歩廊・階段工事	40,000,000	14,244,960	19,397,760	6,357,280
1-3	配管工事	50,000,000	17,806,200	24,247,200	7,946,600
第9節	給排水設備				
9-1	プラント用水受入タンク	1,000,000	356,124	484,944	158,932
9-2	冷却水ポンプ	500,000	178,062	242,472	79,466
9-3	機器冷却塔	1,200,000	427,349	581,933	190,718
9-4	雑用水ポンプ	200,000	71,225	96,989	31,786
9-5	汚水排水ポンプ	200,000	71,225	96,989	31,786
9-6	機器冷却排水タンク	400,000	142,450	193,978	63,572
9-7	機器冷却塔給水ポンプ	400,000	142,450	193,978	63,572
第12節	電気計装設備				
12-2	電気設備	75,000,000	26,709,300	36,370,800	11,919,900
12-3	計装設備	49,000,000	17,450,076	23,762,256	7,787,668
第13節	土木建築				
13-2	機械基礎工事	44,985,303	16,020,346	21,815,353	7,149,604
追項A	付帯設備				
A-1	金物類	6,000,000	2,136,744	2,909,664	953,592
追項B	現地据付工事				
B-1	機器据付工事	319,000,000	113,603,556	154,697,136	50,699,308
追項C	電気計装工事				
C-1	電気工事	50,000,000	17,806,200	24,247,200	7,946,600
C-2	計装工事	35,000,000	12,464,340	16,973,040	5,562,620
追項E	現地運転費				
E-1	試運転費	47,000,000	16,737,828	22,792,368	7,469,804
E-2	製品検査費	15,000,000	5,341,860	7,274,160	2,383,980
E-3	輸送費	5,000,000	1,780,620	2,424,720	794,660
追項D	S/V派遣費		(34.2530%)	(49.5182%)	(16.2288%)
追項F	設計費	154,717,969	52,995,546	76,613,553	25,108,870
	小計	894,603,272	316,486,461	435,416,493	142,700,318
	除鉄除マンガン濾過装置	11,500,000	4,095,426	5,576,856	1,827,718
	合計	906,103,272	320,581,887	440,993,349	144,528,036

求積明2に係る別表5-1 本件特別償却の償却限度額及び減価償却費の償却限度額

(単位：円)

資産の 名称等	耐用年数省令別表の適用等					取得価額	普通償却 限度額	特別償却 限度額	期末帳簿価額	摘要					
	別表の 適用	種類	構造又は用途	耐用 年数	償却方法										
			細目		償却率										
建築工事	一	建物	金属造のもの	35年	定額法	366,763,992	797,711	/	365,966,281						
			工場用・その他のもの		0.029										
山留工事			金属造のもの	35年	定額法						45,476,950	98,912	/	45,378,038	
			工場用・その他のもの		0.029										
ピット シャッター			金属造のもの	35年	定額法						3,809,524	8,285	/	3,801,239	
			工場用・その他のもの		0.029										
小計						416,050,466	904,908	/	415,145,558						
給排水 衛生工事	一	建物 附属 設備	給排水又は衛生設備	15年	定率法	9,227,753	109,195	/	9,118,558						
			/		0.142										
空調設備 工事			冷房、暖房、通風設備	15年	定率法						12,688,165	150,143	/	12,538,022	
			その他のもの		0.142										
電気設備			電気設備	15年	定率法						23,646,120	279,812	/	23,366,308	
			その他のもの		0.142										
災害報知 設備	災害報知設備	8年	定率法	5,190,614	108,137	/	5,082,477								
	/		0.25												
小計						50,752,652	647,287	/	50,105,365						
煙突	一	構築物	金属造のもの	10年	定率法	43,082,031	739,574	/	42,342,457						
			煙突		0.206										
RC擁壁 工事			鉄筋コンクリート造	50年	定率法						11,307,783	42,404	/	11,265,379	
			防壁		0.045										
間知石積 工事			石造	50年	定率法						8,357,930	31,342	/	8,326,588	
			防壁		0.045										
アスファルト 舗装	舗装路面	10年	定率法	8,603,748	147,697	/	8,456,051								
	アスファルト敷		0.206												
雨水排水 工事	コンクリート造	15年	定率法	1,229,103	14,544	/	1,214,559								
	下水道		0.142												
小計						72,580,595	975,561	/	71,605,034						
高温 焼却装置	二 369	機械 及び 装置	前掲の機械及び装置以外のもの並 びに前掲の区分によらないもの	17年	定率法	798,081,034	50,678,145	151,635,396	595,767,493	簡便法 1/2					
	主として金属製のもの		0.127												
その他の 機械装置	二 369		前掲の機械及び装置以外のもの並 びに前掲の区分によらないもの	17年	定率法						357,628,036	22,709,380	/	334,918,656	簡便法 1/2
	主として金属製のもの		0.127												
ばい煙 処理装置	六	ばい煙処理装置	7年	定率法	1,091,216,741	152,770,343	207,331,180	731,115,218	簡便法 1/2						
小計						2,246,925,811	226,157,868	358,966,576	1,661,801,367						
合計						2,786,309,524	228,685,624	358,966,576	2,198,657,324						

求積明2に係る別表5-2 本件特別償却の償却限度額及び減価償却費の償却限度額

(単位：円)

資産の 名称等	耐用年数省令別表の適用等					取得価額	期首帳簿 価額	減価償却 限度額	期末帳簿価額	摘要										
	別表の 適用	種類	構造又は用途	耐用 年数	償却方法															
			細目		償却率															
建築工事	一	建物	金属造のもの	31年	定額法	366,763,992	365,966,281	10,892,890	355,073,391											
			工場用・その他のもの		0.033															
山留工事			金属造のもの	31年	定額法						45,476,950	45,378,038	1,350,665	44,027,373						
			工場用・その他のもの		0.033															
ピット シャッター			金属造のもの	31年	定額法											3,809,524	3,801,239	113,142	3,688,097	
			工場用・その他のもの		0.033															
小計					416,050,466	415,145,558	12,356,697	402,788,861												
給排水 衛生工事	一	建物 附属 設備	給排水又は衛生設備	15年	定率法	9,227,753	9,118,558	1,294,835	7,823,723											
					0.142															
空調設備 工事			冷房、暖房、通風設備	15年	定率法						12,688,165	12,538,022	1,780,399	10,757,623						
			その他のもの		0.142															
電気設備			電気設備	15年	定率法											23,646,120	23,366,308	3,318,015	20,048,293	
			その他のもの		0.142															
災害報知 設備	災害報知設備	8年	定率法	5,190,614	5,082,477	1,270,619	3,811,858													
			0.25																	
小計									50,752,652	50,105,365	7,663,868	42,441,497								
煙突	一	構築物	金属造のもの						10年	定率法	43,082,031	42,342,457	8,722,546	33,619,911						
			煙突							0.206										
RC擁壁 工事			鉄筋コンクリート造						50年	定率法						11,307,783	11,265,379	506,942	10,758,437	
			防壁	0.045																
間知石積 工事			石造	50年	定率法	8,357,930	8,326,588	374,696	7,951,892											
			防壁		0.045															
アスファルト 舗装	舗装路面	10年	定率法	8,603,748	8,456,051						1,741,946	6,714,105								
	アスファルト敷		0.206																	
雨水排水 工事	コンクリート造	15年	定率法											1,229,103	1,214,559	172,467	1,042,092			
	下水道		0.142																	
小計						72,580,595	71,605,034	11,518,597	60,086,437											
高温 焼却装置	二 369	機械 及び 装置	前掲の機械及び装置以外のもの並 びに前掲の区分によらないもの			17年	定率法	798,081,034	595,767,493	75,661,471									520,106,022	
			主として金属製のもの	0.127																
その他の 機械装置	二 369		前掲の機械及び装置以外のもの並 びに前掲の区分によらないもの	17年	定率法	357,628,036	334,918,656				42,534,669	292,383,987								
			主として金属製のもの		0.127															
ばい煙 処理装置	六		ばい煙処理装置	7年	定率法									1,091,216,741	731,115,218	204,712,261	526,402,957			
	0.28																			
小計					2,246,925,811			1,661,801,367	322,908,401	1,338,892,966										
合計					2,786,309,524			2,198,657,324	354,447,563	1,844,209,761										

求積明2に係る別表5-3 本件特別償却の償却限度額及び減価償却費の償却限度額

(単位：円)

資産の 名称等	耐用年数省令別表の適用等					取得価額	期首帳簿価額	減価償却 限度額	期末帳簿価額	摘要										
	別表の 適用	種類	構造又は用途	耐用 年数	償却方法															
			細目		償却率															
建築工事	一	建物	金属造のもの	31年	定額法	366,763,992	355,073,391	10,892,890	344,180,501											
			工場用・その他のもの		0.033															
山留工事			金属造のもの	31年	定額法						45,476,950	44,027,373	1,350,665	42,676,708						
			工場用・その他のもの		0.033															
ピット シャッター			金属造のもの	31年	定額法											3,809,524	3,688,097	113,142	3,574,955	
			工場用・その他のもの		0.033															
小計					416,050,466	402,788,861	12,356,697	390,432,164												
給排水 衛生工事	一	建物 附属 設備	給排水又は衛生設備	15年	定率法	9,227,753	7,823,723	1,110,968	6,712,755											
					0.142															
空調設備 工事			冷房、暖房、通風設備	15年	定率法						12,688,165	10,757,623	1,527,582	9,230,041						
			その他のもの		0.142															
電気設備			電気設備	15年	定率法											23,646,120	20,048,293	2,846,857	17,201,436	
			その他のもの		0.142															
災害報知 設備	災害報知設備	8年	定率法	5,190,614	3,811,858	952,964	2,858,894													
			0.25																	
小計									50,752,652	42,441,497	6,438,371	36,003,126								
煙突	一	構築物	金属造のもの						10年	定率法	43,082,031	33,619,911	6,925,701	26,694,210						
			煙突							0.206										
RC擁壁 工事			鉄筋コンクリート造						50年	定率法						11,307,783	10,758,437	484,129	10,274,308	
			防壁	0.045																
間知石積 工事			石造	50年	定率法	8,357,930	7,951,892	357,835	7,594,057											
			防壁		0.045															
アスファルト 舗装	舗装路面	10年	定率法	8,603,748	6,714,105						1,383,105	5,331,000								
	アスファルト敷		0.206																	
雨水排水 工事	コンクリート造	15年	定率法											1,229,103	1,042,092	147,977	894,115			
	下水道		0.142																	
小計						72,580,595	60,086,437	9,298,747	50,787,690											
高温 焼却装置	二 369	機械 及び 装置	前掲の機械及び装置以外のもの並 びに前掲の区分によらないもの			17年	定率法	798,081,034	520,106,022	66,053,464									454,052,558	
	主として金属製のもの		0.127																	
その他の 機械装置	二 369		前掲の機械及び装置以外のもの並 びに前掲の区分によらないもの	17年	定率法	357,628,036	292,383,987				37,132,766	255,251,221								
	主として金属製のもの		0.127																	
ばい煙 処理装置	六		ばい煙処理装置	7年	定率法									1,091,216,741	526,402,957	147,392,827	379,010,130			
	0.28																			
小計					2,246,925,811			1,338,892,966	250,579,057	1,088,313,909										
合計					2,786,309,524			1,844,209,761	278,672,872	1,565,536,889										

求積明2に係る別表5-4 本件特別償却の償却限度額及び減価償却費の償却限度額

(単位：円)

資産の 名称等	耐用年数省令別表の適用等					取得価額	期首帳簿価額	減価償却 限度額	期末帳簿価額	摘要										
	別表の 適用	種類	構造又は用途	耐用 年数	償却方法															
			細目		償却率															
建築工事	一	建物	金属造のもの	31年	定額法	366,763,992	344,180,501	10,892,890	333,287,611											
			工場用・その他のもの		0.033															
山留工事			金属造のもの	31年	定額法						45,476,950	42,676,708	1,350,665	41,326,043						
			工場用・その他のもの		0.033															
ピット シャッター			金属造のもの	31年	定額法											3,809,524	3,574,955	113,142	3,461,813	
			工場用・その他のもの		0.033															
小計						416,050,466	390,432,164	12,356,697	378,075,467											
給排水 衛生工事	一	建物 附属 設備	給排水又は衛生設備	15年	定率法	9,227,753	6,712,755	953,211	5,759,544											
					0.142															
空調設備 工事			冷房、暖房、通風設備	15年	定率法						12,688,165	9,230,041	1,310,665	7,919,376						
			その他のもの		0.142															
電気設備			電気設備	15年	定率法											23,646,120	17,201,436	2,442,603	14,758,833	
			その他のもの		0.142															
災害報知 設備	災害報知設備	8年	定率法	5,190,614	2,858,894	714,723	2,144,171													
			0.25																	
小計									50,752,652	36,003,126	5,421,202	30,581,924								
煙突	一	構築物	金属造のもの						10年	定率法	43,082,031	26,694,210	5,499,007	21,195,203						
			煙突							0.206										
RC擁壁 工事			鉄筋コンクリート造						50年	定率法						11,307,783	10,274,308	462,343	9,811,965	
			防壁	0.045																
間知石積 工事			石造	50年	定率法	8,357,930	7,594,057	341,732	7,252,325											
			防壁		0.045															
アスファルト 舗装	舗装路面	10年	定率法	8,603,748	5,331,000						1,098,186	4,232,814								
	アスファルト敷		0.206																	
雨水排水 工事	コンクリート造	15年	定率法											1,229,103	894,115	126,964	767,151			
	下水道		0.142																	
小計						72,580,595	50,787,690	7,528,232	43,259,458											
高温 焼却装置	二 369	機械 及び 装置	前掲の機械及び装置以外のもの並 びに前掲の区分によらないもの			17年	定率法	798,081,034	454,052,558	57,664,674									396,387,884	
	主として金属製のもの		0.127																	
その他の 機械装置	二 369		前掲の機械及び装置以外のもの並 びに前掲の区分によらないもの	17年	定率法	357,628,036	255,251,221				32,416,905	222,834,316								
	主として金属製のもの		0.127																	
ばい煙 処理装置	六		ばい煙処理装置	7年	定率法									1,091,216,741	379,010,130	106,122,836	272,887,294			
	0.28																			
小計								2,246,925,811	1,088,313,909	196,204,415				892,109,494						
合計								2,786,309,524	1,565,536,889	221,510,546				1,344,026,343						

計算過程

1. S/V派遣費及び設計費の按分（機械設備工事） 157,800,000

項目No.	内容	内訳書金額	按分金額	合計額
1-(6)-③	煙突	40,000,000	3,082,031	43,082,031
	その他機械設備工事	2,008,000,000	154,717,969	2,162,717,969

2. 共通仮設工事の按分 4,000,000

項目No.	内容	内訳書金額	按分金額	合計額
2-③	山留工事	37,000,000	2,426,230	39,426,230
2-⑤	造成工事	16,000,000	1,049,181	17,049,181
2-⑥	アスファルト舗装	7,000,000	459,016	7,459,016
	雨水排水工事	1,000,000	65,573	1,065,573
4,000,000				
2-①	建屋工事	330,000,000	12,000,000	342,000,000

3. S/V派遣費及び設計費の按分（土木建築工事） 75,200,000

項目No.	内容	内訳書金額	按分金額	合計額
2-①	建屋工事（各ピット含む）	342,000,000	52,486,531	394,486,531
2-②	機械基礎工事	39,000,000	5,985,306	44,985,306
2-③	山留工事	39,426,230	6,050,719	45,476,949
2-④	災害報知設備工事	4,500,000	690,612	5,190,612
	その他建築設備工事	39,500,000	6,062,041	45,562,041
2-⑤	造成工事	17,049,181	2,616,527	19,665,708
2-⑥	アスファルト舗装	7,459,016	1,144,731	8,603,747
	雨水排水工事	1,065,573	163,533	1,229,106

4. F(株)H事業所工場棟上屋及び基礎の単価

工事名称	内訳書金額	体積 (m ³)	1 m ³ の単価
工場棟上屋（鉄骨造）	210,000,000	10,953	19,172
工場棟基礎（鉄筋コンクリート造）	90,000,000	2,683	33,544

5. 建屋工事代金の按分

項目No.	内容	体積 (m ³)	上記単価×体積	価格比率	按分金額
2-①	鉄骨造部分	10,252	196,551,344	50.032%	197,369,501
	鉄筋コンクリート造部分	5,852	196,299,488	49.968%	197,117,030
					394,486,531

6. 鉄筋コンクリート造部分の按分

内容	体積 (m ³)	按分比	工事代金内訳
廃棄物ピット	1606	27.444%	54,096,798
再燃焼室ピット	823	14.064%	27,722,539
その他	3423	58.492%	115,297,693
5852		100.000%	197,117,030

7. 建屋工事代金の金額内訳

項目No.	内容	金額
2-①	建屋工事（建物）	312,667,194
	廃棄物ピット	54,096,798
	再燃焼室ピット	27,722,539
		394,486,531